

動物実験に関する自己点検・評価報告書

静岡県立大学

令和元年 6 月

## I. 規程及び体制等の整備状況

## 1. 機関内規程

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。</li> <li><input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li> <li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>基本指針に基づき、機関内規程として、静岡県立大学動物実験規程を定めている。平成25 年に、規程の条文等を精査し改正を行っている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 2. 動物実験委員会

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験等に関する規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験委員会名簿</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学動物実験規程に基づき動物実験委員会を設置している。</li> <li>・ 動物実験委員会規程に基づき適切な委員を配置している。</li> <li>・ 動物実験委員会審査細則を設け、委員会による審査の方法等を定めている。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 3. 動物実験の実施体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li> <li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li> <li>・ 動物実験計画書（新規・変更・更新）・動物実験終了報告書</li> <li>・ 動物実験施設設置（新規・変更・更新）承認申請書・実験室設置（新規・変更・更新）承認申請書</li> <li>・ 施設等（動物実験施設・実験室）変更・廃止届</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学動物実験規程に実験計画を立案し所定の様式で申請、審査、承認、報告するよう定めている。</li> <li>・ 動物実験計画書は、3R に留意し実験内容を詳細に立案、記載する様式となっている。</li> <li>・ 計画書の審査は、3R に留意して作成されたチェックリスト（ホームページに掲載）に従い審査することで審査基準の統一を図っている。委員会の開催（持ち回り）による通常の審査、通常審査において修正等が求められた実験計画については持ち回り委員会委員長が確認後、実験動物管理者2名が2 回目の審査を行い委員長の確認を得る体制としている。何れの審査においても、議事録等を作成している。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。</li> <li><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程（平成19年4月1日 規程90号）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学安全実験マニュアル</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線障害予防規程（平成19年4月1日 規程89号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線障害予防規程細目</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線安全委員会規程</li> <li>・ その他安全管理を要する動物実験に関連する規程</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え動物実験については、静岡県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程が定められており適正な実施体制となっている。</li> <li>・ 感染動物実験については、感染症法（厚生労働省）に基づき、静岡県立大学バイオハザード実験センター利用の手引きが定められており適正な実施体制となっている。</li> <li>・ 放射性同位元素・放射線使用実験については静岡県立大学放射線障害予防規程、放射線障害予防規程細目、放射線安全委員会規程が定められており適正な実施体制となっている。</li> <li>・ その他、有害化学物質については、人の健康に害をおよぼすおそれがないことが証明された実験のみ承認される体制となっている。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成19年4月1日 規程第91号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成19年4月1日 細則第18号）</li> <li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成25年4月1日動物実験委員会）</li> <li>・ 動物実験細則（制定 平成25年4月1日動物実験委員会）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li> <li>・ 動物実験施設設置（新規・変更・更新）承認申請書・実験室設置（新規・変更・更新）承認申請書</li> <li>・ 施設等（動物実験施設・実験室）廃止届</li> <li>・ 飼養保管施設・実験室チェックリスト</li> <li>・ 動物実験施設承認一覧</li> <li>・ 実験室承認一覧</li> </ul>

<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物実験施設I、IIはもとより、現在点在する10飼養保管施設については、動物実験委員会による立入り調査を受け、基本指針、実験動物飼養保管基準に定める事項に適合するよう整備し許可されている。</li> <li>各飼養保管施設には、別に飼養保管責任者を置き、動物実験に関する知識、経験を有する者をこれに当て、飼養動物を管理する体制としている。</li> <li>動物実験施設I、IIはもとより、現在点在する10飼養保管施設においても地震、火災等の緊急時の連絡網を策定している。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

6. その他 (動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学法人静岡県立大学動物実験規程 (平成25年4月1日 規程第163号)</li> <li>公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程 (平成19年4月1日 規程第91号)</li> <li>公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則 (平成19年4月1日 細則第18号)</li> <li>平成30年公立大学法人静岡県立大学動物実験委員会名簿</li> <li>平成30年度動物実験員会議事要録</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物実験委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者から構成されている。</li> <li>上記の3種のカテゴリーの委員会構成が機関内規程、動物実験委員会規程等に明記されている。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 2. 動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。</li><li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li><li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li></ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li><li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li><li>・ 動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li><li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li><li>・ 平成30年度動物実験計画書（新規・変更・更新）（動物実験計画書・動物実験計画書（届出実験）・事前審査意見及び回答・委員による審査意見及び回答・動物実験承認計画書）</li><li>・ 平成30年度動物実験計画一覧</li><li>・ 平成30年度動物実験満了報告書・中間報告書・中止報告書</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「静岡県立大学動物実験センター利用の手引き」と静岡県立大学動物実験委員会ホームページに動物実験計画書、動物実験結果報告書、変更追加承認申請書、飼養保管施設設置承認申請書、実験室設置承認申請書、施設等変更・廃止届、動物実験終了・中止報告 書様式が掲載されている。</li><li>・ 動物実験計画書には、動物実験等の目的、動物実験等の具体的方法、代替法の検討、使用動物種、使用動物数、使用動物の遺伝学的（系統等）・微生物学的品質、飼養保管場所・飼養保管条件、実験を行う場所、麻酔法、安楽死法、苦痛度分類、人道的エンドポイント、動物死体の処理方法（生活環境の保全）、特殊実験区分（関連委員会への申請状況を含む）を記載する項目が含まれており、適正な動物実験が行われる実施体制となっている。</li></ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。</li><li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li><li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li><li><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</li></ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成19年4月1日 規程第91号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成19年4月1日 細則第18号）</li><li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成25年4月1日動物実験委員会）</li><li>・ 動物実験細則（制定 平成25年4月1日動物実験委員会）</li><li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li><li>・ 平成30年度動物実験計画書（新規・変更・更新）・平成30年度動物実験満了報告書・中間報告書・中止報告書</li><li>・ 動物実験施設設置（新規・変更・更新）承認申請書・実験室設置（新規・変更・更新）承認申請書</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程（平成19年4月1日 規程90号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学安全実験マニュアル</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線障害予防規程（平成19年4月1日 規程89号）</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線障害予防規程細目</li><li>・ 公立大学法人静岡県立大学放射線安全委員会規程</li><li>・ その他安全管理を要する動物実験に関連する規程</li><li>・ 平成30年度各動物実験施設の運用についての自己点検・評価報告書</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全管理を要する動物実験は当該委員会の承認が必要であり、承認の有無について動物実験計画書に記載が義務付けられており、安全管理を要する動物実験に関連する委員会の間で、必要な情報が共有されている。</li></ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 4. 実験動物の飼養保管状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各動物実験施設標準操作手順書</li> <li>・各動物実験施設入退室記録簿</li> <li>・平成30年度動物飼養保管数及び使用数報告</li> <li>・平成30年度各動物実験施設の運用についての自己点検・評価報告書</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡県立大学動物実験センター利用の手引き」に、動物の搬入、検疫、隔離飼育等、飼育環境への順化又は順応、飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）、飼育管理の方法、健康管理の方法、逸走防止措置と逸走時の対応、廃棄物処理、環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止、騒音の防止、施設・設備の保守点検について記載されている。</li> <li>・実験動物管理者により実験動物の記録管理が行われ、記録台帳は整備されている。</li> <li>・緊急時の連絡網は動物実験施設 I、II はもとより、現在点在する 10 飼養保管施設においても策定されており、各施設の壁に明記されている。</li> <li>・実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書やマニュアル等に従って、適正に実施されており、各飼養保管施設において、実験動物飼養保管状況の自己点検が行われており、重大な問題は認められない。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>記載事項無し</p>

## 5. 施設等の維持管理の状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li> <li>・公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li> <li>・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li> <li>・ 動物実験施設設置（新規・変更・更新）承認申請書・実験室設置（新規・変更・更新）承認申請書</li> <li>・ 施設等（動物実験施設・実験室）変更・廃止届</li> <li>・ 飼養保管施設・実験室チェックリスト</li> <li>・ 動物実験施設承認一覧</li> <li>・ 実験室承認一覧</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度末に、老朽化したロータリーケージワッシャーの更新を行い、飼養、実験環境の改善が図られ、作業従事者の効率、安全面も向上した。</li> <li>・ 動物実験施設（飼養保管施設）は、委員会により訪問調査を行い適切に承認されている。また、委員会により実施状況の調査を行い必要に応じて助言・改善指導を行っている。</li> <li>・ 施設の老朽化により、施設 I では、時期により湿度調節の問題がある。</li> </ul> <p>上記の理由により概ね適正に維持管理されていると評価した。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>施設 I では、大規模修繕計画が策定されている。</p>

## 6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号）</li> <li>・ 公立大学法人静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号）</li> <li>・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会）</li> <li>・ 静岡県立大学動物実験センター利用の手引き等実施マニュアル</li> <li>・ 動物実験に関する教育訓練資料</li> <li>・ 平成 30 年度教育訓練受講者一覧、更新者一覧</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練は春季と秋季の2回実施し、教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等に実施記録を保管している。</li> </ul>

4) 改善の方針、達成予定時期

記載事項無し

## 7. 自己点検・評価、情報公開

### 1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・静岡県立大学ホームページ

### 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

平成26年度より「公立大学法人静岡県立大学動物実験等に関する規程」「公立大学法人静岡県立大学動物実験委員会名簿」「動物実験教育訓練受講者数」「動物実験計画書申請件数」「実験動物飼養保管数および使用数報告」「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を静岡県立大学ホームページにて公開している。

### 4) 改善の方針、達成予定時期

記載事項無し

## 8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)